

ここが 知りたい! 一問一答

弁護士会 照会制度

<連載第1回>

弁護士会照会制度は、弁護士法が定める証拠収集手段の1つであり、弁護士が受任事件について訴訟資料を収集し、事実を調査する等その職務活動を円滑に遂行するための制度です。

すなわち、照会申出弁護士にとっては、本制度を利用して照会先から報告を得ることにより、受任事件に関し、事案に即した適切な処理方針を決定すること等が可能になります。

他方で、照会先には、照会の趣旨に応じた報告をなす義務があると解されていますが（大阪高判昭和51年12月21日）、照会先が、照会の必要性・相当性を十分に検討することなく漫然と回答をした場合には、照会対象者から損害賠償を請求されるというリスクを負わなければなりません。

このため、従来より、個人の名誉やプライバシー及び守秘義務等を理由に、照会先が回答を拒否するケースがみられましたが、今後はさらに、個人情報保護法の影響により拒否回答が増加することが懸念されます。日弁連や東京三会では、拒否回答の多い照会先との間で協議会を開催する等、拒否回答を少なくするための努力を重ねていますが、これとは別に、個々の照会申出弁護士において、照会先に対し、照会の必要性・相当性を判断するための十分な材料を提示し、スムーズな回答を促すための努力をすることが、ますます重要となってきます。

そこで、日頃の審査の過程で気付いた点や回答を得やすくするための工夫を中心に、弁護士会照会制度を利用する際の要点を連載することにしました。

（東京弁護士会調査室）

◆◆照会申出書の記載についての疑問等◆◆

Q1

照会申出書の書式は、東京弁護士会が準備しているものを使わなければならないのですか。

A1

東京弁護士会調査室編の『弁護士会照会制度（改訂版）』記載の書式に則り作成して下さい。この本は弁護士会館地下1階の書店で購入できます。

また、データ形式としては、会員課（弁護士会館6階）窓口空のフロッピーディスクを持参すれば受領することができますし、東京弁護士会の会員ホームページでも見ることができます。

現在の照会申出書の書式は、2003年1月から変更になっていますので、以前の書式で作成しないようご注意ください。ご自身で書式を作成する場合には、必ずA4判の縦置き、横書きとして、必要事項の記載方法等については、東京弁護士会所定の書式と同様の様式にして下さい。

なお、第一東京弁護士会が『照会の手引（三訂版）』を2002年に発行しており、また第二東京弁護士会も『照会必携』を2003年に発行し、いずれも弁護士会館地下1階の書店で購入することができますが、照会申出書の書式は東京弁護士会のものとは異なっています。

照会申出書の書式

東京弁護士会会長 殿
事務所所在地 東京都 〇〇〇 〇〇 〇〇 印
東京弁護士会所属、登録番号 〇〇〇〇 〇〇〇〇
照会申請書

私は、弁護士法第23条の2第1項に基づき、次のとおり照会の申出をいたします。

1. 照会先（公判前又は公判中の関係者）
所在地 〇〇 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇〇 〇〇〇〇

2. 受任事件当事者
照会申出弁護士との連絡者の欄には○を付けてください。
○ 照会先（公判前又は公判中）内には、被告、原告、当事者の地位を記載してください。
○ 事件名
○ 事件の概要・受任内容等

3. 照会を求める理由（1）争点、（2）証明しようとする事実、（3）照会を求める事項と証明しようとする事実との関連等を、守秘義務及び関係者のプライバシー等との関係で差し支えない範囲で、具体的にかつ簡潔に記載してください。

照会事項

照会先（公判前又は公判中）内には、被告、原告、当事者の地位を記載してください。

照会事項

Q2

照会事項について、明らかな誤記をしてしまいましたが、弁護士会で加除または訂正してもらえますか。

A2

現在は明らかな誤記についても、照会申出弁護士の了解を得ることを原則としています。しかし、明らかな誤記にまで電話連絡をして了解を得る運用は硬直的にすぎるため、今後は照会申出書の1頁目に照会申出弁護士の職印による捺印がある場合に限り、本会が明らかな誤記を訂正する取扱いにいたします。誤記か否か確定できない場合には、従前どおり確認します。

なお、ワープロの変換ミスが原因と思われるが、照会申出書に誤植の多さが目立ちます。窓口でチェックはしますが、全てを網羅することはできません。誤植などのケアレスミスは、全体として弁護士会や弁護士会照会制度に対する信用を低下させる原因ともなることにご留意下さい。

Q3

照会事項書を記載する上でどのような点に注意したらよいでしょうか。

A3

照会事項書の受任事件、照会を求める理由は、照会

申出書で「差し支えない」とした場合には改めて記載する必要はありません。

また、弁護士会照会制度で求めることができるのは、原則的には事実の有無であり、意見や判断を求めたり、鑑定にわたるような照会は認められないとされています（照会申出審査基準細則第5条第3項）。ただし、照会先において容易に判断可能な法律解釈や医学的意見等に関する照会は、この限りではないとされています。

Q4

書類の交付を求めたいのですが、以前、照会事項書に「書類を交付して下さい」とだけ記載したところ、審査の段階で補正を求められました。今回は、照会先からあらかじめ弁護士会照会によれば書類の交付もするといわれているので問題ないと思うのですが、いかがでしょうか。

A4

弁護士会照会制度で求めることができるのは必要な事項の報告であり、書類の写しの交付ではありません。

そこで、書類の写しを求めたい場合には、照会事項を列挙し、その上で「…の写しをもって回答に代えていただいても結構です」と記載して下さい。